

安芸市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和3年3月24日

安芸市監査委員 福島 文明

安芸市監査委員 山下 裕

令和 2 年度定期監査結果報告書

目次

定期監査結果報告書

第 1 監査の種類	1
第 2 監査の対象	1
第 3 監査の期間	2
第 4 着眼点	2
第 5 監査の実施内容	2
第 6 監査の結果	2
1 随意契約	2
2 監査結果フォローアップ	5
3 内部統制への準備状況	6

第1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

行政監査（地方自治法第199条第2項の規定による監査）

第2 監査の対象

1 随意契約（平成元年度の委託料）

所 管 課	事 業 名 等
税 務 課	令和2年度固定資産税に係る標準宅地及び路線価の時点修正業務
福 祉 事 務 所	児童扶養手当システム導入作業業務委託
商工観光水産課	赤野漁港海岸漂着物処理委託業務
企 画 調 整 課	公会計財務書類作成業務
危 機 管 理 課	安芸市防災行政無線（同報系）システム保守点検委託業務
建 設 課	≪30-（17）号≫安芸市都市計画マスタープラン策定委託業務
農 林 課	≪30-（61）号≫赤野揚水機災害復旧工事現場監理等委託業務
生 涯 学 習 課	五藤家安芸屋敷納屋裏門袖塀修理工事監理委託業務
財 産 管 理 課	新電力エネルギーサービスプロバイザー料
消 防 本 部	高機能消防指令システム部分改修業務委託
市 民 課	H31年度緊急通報装置システム運営事業委託
	令和元年度安芸市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務
総 務 課	会計年度任用職員制度導入支援事業委託
	元気バス車両（10人乗り）塗装業務
学 校 教 育 課	小学校浄化槽保守点検委託業務
	中学校浄化槽保守点検委託業務

2 監査結果フォローアップ（平成30年度定期監査指摘事項）

所 管 課	監 査 内 容
生 涯 学 習 課	総合運動場使用料の条例改正における後納の取扱い
	「法定公表義務等の履行状況44」その後の公表
福 祉 事 務 所	「法定公表義務等の履行状況45.46」その後の公表

3 内部統制への準備状況

第3 監査の期間

令和3年1月12日から2月24日

第4 着眼点

随意契約

- 随意契約の理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれに該当するか、合理的理由があるか。
- 予定価格は適正に定められているか。
- 契約を故意に細分化していないか。

第5 監査の実施内容

随意契約については、対象を指定し事前に関係書類の提出を求め、必要に応じて所管課からの説明を聴取する方法により実施した。

監査結果フォローアップについては、平成30年度定期監査の指摘事項について検証し、改善が行われていない事業について、事前に調書の提出を求め、所属長及び担当職員からの説明を聴取する方法により実施した。

内部統制への準備状況については、所管課からの説明を受けた。

第6 監査の結果

1 随意契約

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であり、随意契約によることのできる場合として、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに規定されている。

各号の内容は次のとおりである。

- (1) 売買、賃借、請負その他の契約で予定価格が同施行令に定める額の範囲内で規則に定める額を超えないとき。

安芸市契約事務規則で定める額は次の額以下としている。

工事又は製造の請負（委託契約を除く。）	130万円
財産の買入れ	80万円
物件の借入れ	40万円
財産の売払い	30万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

- (2) 契約の性質または目的が競争入札に適しないとき。
- (3) 障害者支援施設などにおいて製作された物品を買い入れる契約をするとき。障害者支援施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体などから役務の提供を受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

監査の着眼点に基づく結果は次のとおりである。

所 管 課	事 業 名 等	随契理由 (地自法施行令第1号から第9号)	予 定 価 格 の 有 無	契約金額 (単位：円)
税 務 課	令和2年度固定資産税に係る標準宅地及び路線価の時点修正業務	2号	無	787,320
福 祉 事 務 所	児童扶養手当システム導入作業業務委託	2号	無	5,571,450
商 工 観 光 水 産 課	赤野漁港海岸漂着物処理委託業務	5号	有	4,235,000
企 画 調 整 課	公会計財務書類作成業務	2号	無	3,210,350
危 機 管 理 課	安芸市防災行政無線（同報系）システム保守点検委託業務	2号	無	7,569,600
建 設 課	《30-（17）号》安芸市都市計画マスタープラン策定委託業務	2号	—	5,848,200
農 林 課	《30-（61）号》赤野揚水機災害復旧工事現場監理等委託業務	2号	無	1,276,000
生 涯 学 習 課	五藤家安芸屋敷納屋裏門袖塀修理工事監理委託業務	2号	無	731,060

財 産 管 理 課	新電力エネルギーサービスプロバイザー料	7号	無	1,085,640
消 防 本 部	高機能消防指令システム部分改修業務委託	2号	無	16,632,000
市 民 課	H31年度緊急通報装置システム運営事業委託	2号	無	1,045,278
	令和元年度安芸市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定業務	2号	—	2,958,600
総 務 課	会計年度任用職員制度導入支援事業委託	2号	有	2,214,000
	元気バス車両（10人乗り）塗装業務	1号	—	500,000
学 校 教 育 課	小学校浄化槽保守点検委託業務	1号	—	1,617,000
	中学校浄化槽保守点検委託業務	1号	—	520,300

随意契約理由については、今回対象とした16件の内、第1号適用が3件、第2号適用が11件、第5号適用が1件、第7号適用が1件であった。

第2号適用の理由は、業務の専門性により契約相手が限定されるものやサービス提供者が限定されるものであった。

予定価格については、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するものであり、安芸市契約事務規則（以下「規則」という。）第41条に、随意契約をしようとする場合にも一般競争入札に付する場合と同様に、予定価格を定め、その定めた予定価格を記載した書面を作成しなければならないとなっている。ただし、規則第40条に規定する金額以下であることが明らかな場合（第1号）又は災害等で緊急を要する場合（第5号）は、定めなくても構わないとなっている。今回の対象で第1号に該当するものが3件、規則第16条のただし書きを適用したものが2件、予定価格を定めてないものが9件、予定価格調書を作成しているものが2件であった。そのうち1件は封印されていなかった。

また、浄化槽ごとの保守点検業務を行うにあたり、見積合せを行っており、その結果、全て同一業者が最も安価な見積金額で、かつ第1号の上限額以下の金額であったため、契約を一本化していたものが2件あった。これは、第1号の上限を超えた契約となっていた。

随意契約は、簡便な手続により当該契約の目的に適した者を選定でき、確実な履行が確保できるが、その運用を誤ると公平性が欠如し、契約相手の固定化

を招くおそれや価格において市に不利になるおそれもある。あくまでも随意契約は例外的な方法であることを認識して運用してください。

なお、今回は監査対象年度を令和元年度とした。令和2年10月に「随意契約ガイドライン」が作成されており、今後はこのガイドラインを活用して契約事務を適正に執行して下さい。

2 監査結果フォローアップ

●生涯学習課 総合運動場使用料の条例改正における後納の取扱い

指摘事項の概要	安芸市総合運動場条例第6条により前払いすることとなっておりますが、後払いのものがありません。天候により使用できない場合があることが理由ですが、そうであれば条例を改正する必要があります。
措置状況	令和元年6月議会で条例を改正し、10月1日から施行しました。 (通知令和2年5月22日 公表令和2年5月27日)
検証結果	条例改正において、後納できる規定を定めただけで、後納基準が定められていなかった。条例改正後においても約90%以上が後納であった。これについては、安芸市総合運動場条例施行規則で後納申請を行う基準等について改正して、令和3年4月1日施行する予定である。

●生涯学習課 法定公表義務等の履行状況 44 その後の公表

指摘事項の概要	放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
措置状況	安芸学童保育所の自己評価結果は、令和2年4月1日公表しました。 (通知令和2年5月25日 公表令和2年5月27日) 土居学童保育所・井ノ口学童保育所の自己評価結果は、令和2年7月20日公表しました。 (通知令和2年7月31日 公表令和2年8月28日)
検証結果	川北学童保育所の自己評価結果の公表については、川北学童保育所運営委員会に説明は実施しており、今後公表する予定である。

●福祉事務所 法定公表義務等の履行状況 45.46 その後の公表

<p>指摘事項の概要</p>	<p>特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>
<p>措置状況</p>	<p>令和元年10月に、7保育所がそれぞれ保育所経営計画、園評価計画（重点目標、評価項目、取組指標、成果指標）を作成し、令和2年2月に自己評価を実施しましたが、公表はしていません。令和2年5月に、令和2年度の保育所経営計画等を作成し、6月にホームページで公表しています。</p> <p>（通知令和2年8月14日 公表令和2年8月28日）</p>
<p>検証結果</p>	<p>令和2年12月に保護者へのアンケートを実施し、令和3年2月自己評価を実施し、年度末に自己評価結果を公表する予定である。第三者評価については、新型コロナウイルス感染症拡大防止等を考慮しながら準備を行う予定である。</p>

3 内部統制への準備状況

平成29年地方自治法改正により、都道府県及び指定都市において、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられた。

本市においては、努力義務となっているが、準備状況についてヒアリングを行った。所管課からは、毎年、会計課及び企画調整課において、財務会計及び契約事務等の研修を実施しており、今後も継続して行う。また、庁外への研修にも参加させていくとのことであった。

内部統制は、組織内において、業務を執行する上での職員が遵守すべきルールと仕組みと考えて必要な改善を講じるなど適正な業務執行に取り組んでください。